

2022年（令和4年）1月20日

通所介護事業所
地域密着型通所介護通所介護事業所
（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
管理者 様

藤沢市長 鈴木 恒夫
（公印省略）

悪天候等によりサービス提供時間を短縮した場合の取扱いについて

日頃から、本市の介護保険事業についてご理解、ご協力いただきありがとうございます。
さて、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において、悪天候等（台風や積雪等）により利用者の安全面を考慮し、やむを得ずサービス提供時間の短縮となった場合について、次のとおりの取扱いとしますのでお知らせいたします。

なお、当該取扱いについては本市の被保険者に対する保険者判断となります。そのため、他市の被保険者については該当する保険者に確認してください。

【本市取扱い】

短縮したサービス提供時間の中で、通所介護計画、地域密着型通所介護計画及び（介護予防）認知症対応型通所介護計画（以下「計画」という。）に位置付けたサービス内容を提供できたと事業所が判断する場合は、利用者にもその旨を説明したうえで計画どおりの単位数で請求可能です。

一方、サービス内容に変更があった場合（計画にあるサービス内容をすべて提供できず、一部省略等をした場合）は、実際のサービス提供時間に基づき請求することが望ましいです。

ただし、後者の場合で実際のサービス提供時間が3時間未満であった場合は算定できません（2時間以上3時間未満の特例には天候の理由は該当しないため）。ある程度予想ができる場合は、あらかじめその日の提供を中止するか、3時間未満となった場合は算定しないという判断になります。

なお、前者の場合においても、事業所が利用者の費用負担等を優先して考慮し、実際のサービス提供時間に基づいた単位数を請求することも可能です。

以上

【事務担当】

藤沢市介護保険課 総務・給付担当
TEL：0466-25-1111
FAX：0466-50-8443